

# 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

## 総合相談支援業務

住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

## 多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ

介護サービス

ボランティア

ヘルスサービス

成年後見制度

地域権利擁護

民生委員

医療サービス

虐待防止

介護相談員

障害サービス相談

生活困窮者自立支援相談

介護離職防止相談

## 権利擁護業務

・成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

## 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

主任ケアマネジャー等

社会福祉士等

保健師等

チームアプローチ

## 介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など  
(総合事業または二次予防事業)

全国で4,685か所。  
(ランチ等を含め7,268か所)

平成27年4月末現在。全ての市町村に設置  
→日常生活圏域への設置を推進

# 市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成28年度195億円(公費:390億円)

地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。

あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。

これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。

「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

平成30年度までに全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。

在宅医療・介護連携  
34億円(公費:68億円)

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

認知症施策  
57億円(公費:113億円)

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議  
24億円(公費:47億円)

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

生活支援の充実・強化  
81億円(公費:162億円)

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

- 1 平成30年度からの完全実施に向けて段階的に予算を拡充。(財源は、消費税の増収分を活用)
- 2 上記の地域支援事業(包括的支援事業)の負担割合は、国39%、都道府県19.5%、市町村19.5%、1号保険料22%
- 3 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額は一致していない。

# 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

**(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置** 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
地域に不足するサービスの創出 サービスの担い手の養成 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	関係者間の情報共有 サービス提供主体間の連携の体制づくり など	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



**(2) 協議体の設置** 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

- これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。
- コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

# 新しい地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

国 25%

都道府県

12.5%

市町村

12.5%

1号保険料

22%

2号保険料

28%

【財源構成】

国 39%

都道府県

19.5%

市町村

19.5%

1号保険料

22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

介護予防事業  
 又は介護予防・日常生活支援総合事業  
 二次予防事業  
 一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)  
 介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 一般介護予防事業

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
**在宅医療・介護連携推進事業**  
**認知症総合支援事業**  
 (認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)  
**生活支援体制整備事業**  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

地域支援事業

# 総合事業の実施に関する猶予期間

市町村が条例で定める場合は、総合事業の実施を平成29年4月まで猶予可能。

市町村は、できる限り早期から新しい総合事業に取り組む。一方で、受け皿の整備等のため、一定の時間をかけて、総合事業を開始することも選択肢。

総合事業の実施を猶予する場合も、総合事業の実施猶予の趣旨を踏まえ、現在から着実に受け皿の整備を行うよう努めることが適当。

## < 段階的な実施例 >

エリアごとに予防給付を継続（【例】広域連合の市町村ごと）

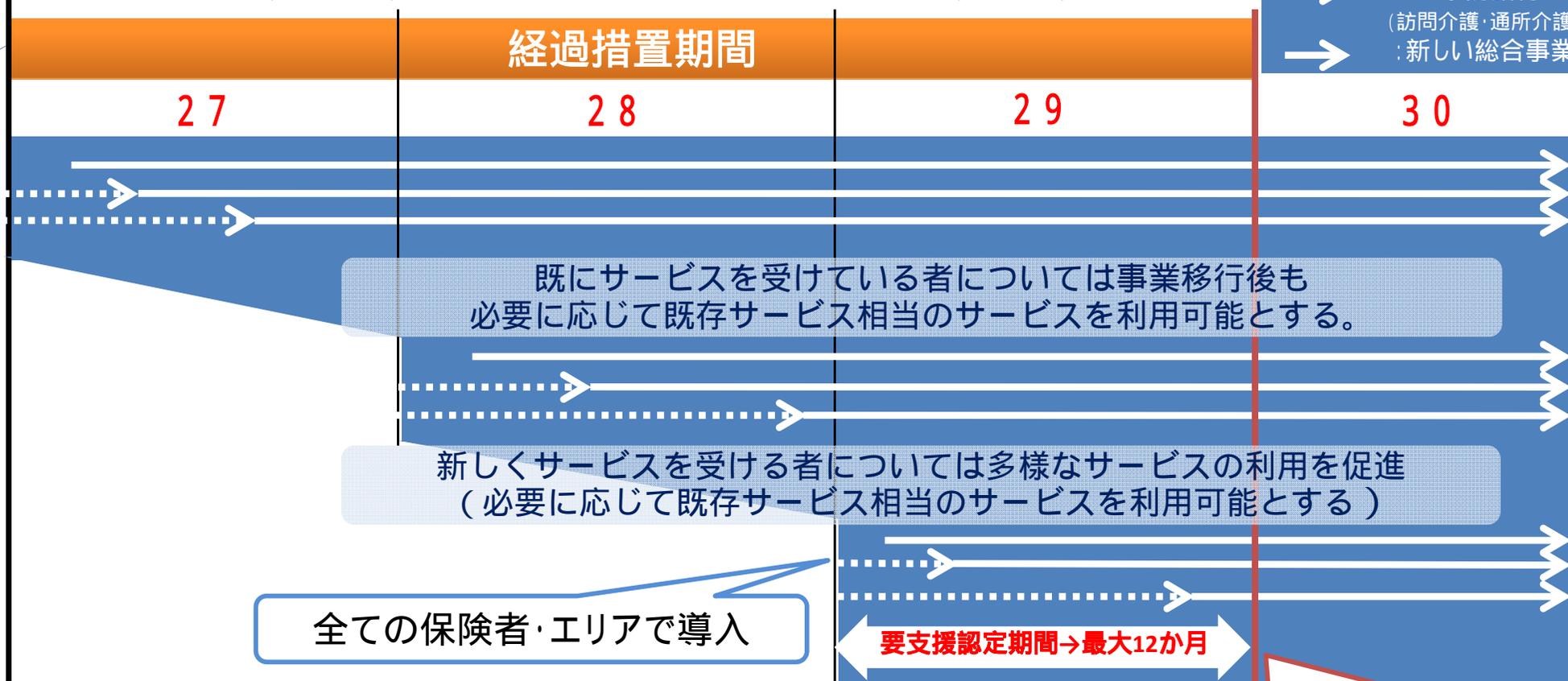
初年度は総合事業によるサービスの利用を希望する者以外は予防給付を継続

既に給付によるサービスを利用している者は、初年度は予防給付とし、翌年度当初からすべての者を総合事業に移行

法改正

保  
険  
者  
数

訪問介護、通所介護（予防給付）から訪問型サービス・通所型サービスへの移行（イメージ）



既にサービスを受けている者については事業移行後も必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする。

新しくサービスを受ける者については多様なサービスの利用を促進（必要に応じて既存サービス相当のサービスを利用可能とする）

全ての保険者・エリアで導入

要支援認定期間→最大12か月

27、28年度は市町村の選択で移行（エリアごと可）

生活支援体制整備事業について、全保険者で実施

# 身元保証等に関するサービスと取組

## 1. 身元保証

各省、事業者へのヒアリング等を基に厚生労働省で作成

### 保証人代行サービス

- ・NPO法人、一般社団法人、社会福祉協議会等

## 2. 日常生活支援(買い物支援、安否確認等)

### 介護保険給付・地域支援事業 **【介護保険法:厚生労働省】**

- ・要介護者・要支援者への訪問介護
- ・高齢者への生活支援

### 家事代行サービス

### 安否確認サービス

- ・株式会社、NPO法人等

## 3. 死後事務 (財産処分、行政手続、葬祭支援)

### 葬祭サービス

- ・全日本葬祭業協同組合連合会(約1,300社) **【中小企業等協同組合法:経済産業省】**
- ・葬祭互助会(約500社、約2,500万口) **【割賦販売法:経済産業省】**

### 家財整理・遺品整理サービス

- ・家財整理会社  
(便利屋、リサイクル業、運送業等)

### 金融サービス

- ・少額短期保険(約80社、約600万件)、事故対応費用保険 **【保険業法:金融庁】**
- ・遺言信託(約8万件) **【信託業法:金融庁】**

### 死後事務委任契約

- ・弁護士、司法書士、行政書士等

### 市町村等による火葬等

- ・火葬等に対する給付 **【健康保険法、生活保護法:厚生労働省】**
- ・遺体の引取り手がない場合の市町村による火葬等  
**【墓地、埋葬等に関する法律、行旅病人及行旅死亡人取扱法:厚生労働省】**

## < 参考 >

### 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

- ・居住支援協議会 **【住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律:国土交通省】**
- ・新たな住宅セーフティネット検討小委員会、家賃債務保証の情報提供等に関する検討会 **【国土交通省】**